

## ～ 宮城県福祉サービス第三者評価に係る最近の動向など ～

## 【保育所分野】

○対象：保育所

○保育所については、社会福祉法のほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準においても、福祉サービス第三者評価の受審と公表が努力義務として規定されています。

○第三者評価の受審と公表を行った場合、公定価格が加算される制度（第三者評価受審加算）がありますので、積極的に御活用願います。

※認定こども園なども、保育所版評価基準により福祉サービス第三者評価を受審できます。

## 【障害者・児福祉サービス分野】

○対象：障害福祉サービス、障害者支援施設、障害児通所施設、障害児入所支援

○平成 30 年度から、各利用申込者又は家族に対して交付する「重要事項説明書」に、「福祉サービスの第三者評価の実施（受審）状況」を記載し説明することが義務化されています。また、障害福祉サービス等情報公表システムにおいても、福祉サービス第三者評価の受審状況等を掲載することとなっています。

○この機会に、積極的に受審いただくよう願います。

## 【高齢者福祉サービス】

○対象：特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護、訪問介護

○平成 31 年度から、各利用申込者又は家族に対して交付する「重要事項説明書」に、「福祉サービスの第三者評価の実施（受審）状況」を記載し説明することが義務化される見込みです。また、介護サービス情報公表システムにおいても、福祉サービス第三者評価の受審状況等を掲載することとなっています。

○この機会に、積極的に受審いただくよう願います。